島原市学校施設長寿命化計画

【概要版】

令和３年３月

島原市

目　次

【学校施設の長寿命化計画の背景・目的等】 1

1. 目的 1
2. 計画の位置づけ 1
3. 計画期間 1
4. 対象施設 2

【学校施設の目指すべき姿】 3

1. 学校施設の課題 エラー! ブックマークが定義されていません。
2. 学校施設のあり方 3

【学校施設の実態】 5

1. 児童・生徒数及び学級数の変化 5
2. 学校施設の保有量 6
3. 構造躯体の健全性の評価及び構造躯体以外の劣化状況等の評価結果 7
4. 今後の維持・更新コストの把握 9

【学校施設整備の基本的な方針】 10

1. 学校施設の長寿命化計画の基本方針 10
2. 予防保全の実施方針 11

長寿命化の実施計画 12

1. 改修等の優先順位付けと実施計画 12
2. 改築工事について 13
3. 大規模改修工事の優先順位 13
4. 今後 10 年間の整備内容 13
5. 今後 10 年間の予算配分 14
6. 長寿命化のコストの見通し、長寿命化の効果 エラー! ブックマークが定義されていません。

【長寿命化の継続的運用】 15

1. 情報基盤の整備と活用 15
2. 推進体制等の整備 15
3. フォローアップ 15

【学校施設の長寿命化計画の背景・目的等】

1. 目的

本市が所有する学校施設について、上述の背景や本市の関連する計画を踏まえながら、総合的な観点で捉え、老朽化対策や質的整備を進めながら、施設整備に係るコストを総合的に抑制していく必要があります。近年の厳しい財政状況の下、公共施設には整備、維持保全を適正化し、財政負担の軽減・平準化を図ることが求められています。今後はそれぞれ施設の状況を把握し、適切な維持管理の下、本市財政への負担軽減を図る必要があります。

本計画は、中長期的な維持管理等に係るコストの縮減、施設の長寿命化等による財政負担の軽減を図りながら、学校施設に求められる機能及び性能を確保し、子どもたちが安全・安心に施設を利用できるような教育環境の整備を実施することを目的とします。

2. 計画の位置づけ

「島原市公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」と言います。）は、平成 29（2017）年３月に策定されました。この総合管理計画は、本市の上位計画である「島原市総合計画」の下位に位置づけられる計画であり、本市の公共施設等の基本的な方針を示すものとなっています。各公共施設については必要に応じて総合管理計画を踏まえた個別施設計画を策定します。本計画は個別施設計画の一つに位置づけられます。

3. 計画期間

本計画の推進においては、長期的な視点による検討が不可欠ですが、本市の保有量の状況や施設の特性（老朽化等）、財政状況等を考慮した結果、できる限り早い段階で具体的な公共施設等の最適化に向けた取組を推進する必要があります。

したがって、本計画をより実効性のある計画とするため、令和３(2021)年度から令和 12(2030)年度までの 10 年間とします。

ただし、計画が本市の現状に合わせて適切・円滑に推進されるよう、随時見直しを行い、実効性を確保した計画とします。

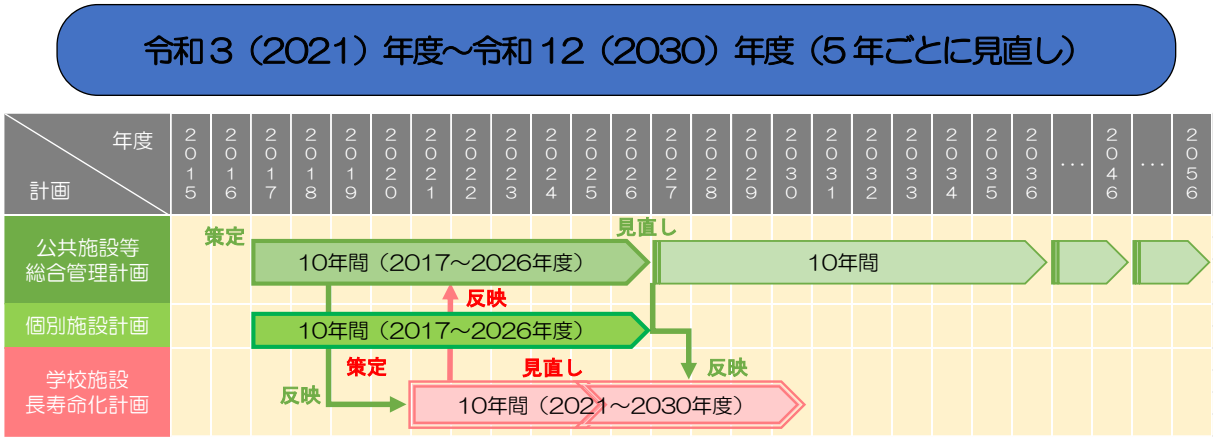

図　計画期間

4. 対象施設

本計画では、市内小学校 10 校、中学校 5 校の校舎・建物及び屋内運動場を対象としています。
本計画における長寿命化対象建物は、下記の学校施設の建物 88 棟を対象とします。

表　対象施設の学級数・建築年度

施設名		対象棟数	延床面積（㎡）	建築年度※1	児童・生徒数	学級数
1	第一小学校	6	8,240	1970～2011	488	19
2	第二小学校	11	7,369	1970～2007	242	13
3	第三小学校	8	8,196	1960～2012	261	15
4	第四小学校	2	5,592	2000	205	9
5	第五小学校	9	6,411	1958～1999	321	15
6	三会小学校	9	5,471	1964～2003	237	11
7	三会小学校長貫分校	4	416	1976～2000	12	2
8	大三東小学校	4	4,242	1967～1986	227	10
9	高野小学校	4	2,325	1974～1994	74	8
10	湯江小学校	4	4,194	1971～1987	211	10
小学校　計		61	52,456		2,278	112
11	第一中学校	7	6,302	1965～1989	382	13
12	第二中学校	4	7,311	1967～1978	191	9
13	第三中学校	5	5,154	1969～2005	162	9
14	三会中学校	6	4,150	1964～1993	130	8
15	有明中学校	5	6,751	1962～2003	266	10
中学校　計		27	29,668		1,131	49
合計		88	82,124		3,409	161

資料：令和２（2020）年度公立学校施設台帳（島原市）
※ただし、延床面積 200 ㎡未満の付属施設（倉庫、部室、便所等）は対象外とする。
※主たる建物の最も古い建築年度～最も新しい建築年度を記載。
※児童・生徒数、学級数は、令和２（2020）年５月１日現在。

【学校施設の目指すべき姿】

1．学校施設のあり方

学校施設の整備においては、本市における学校施設の目指すべき姿（これからの施設の役割・あり方）を踏まえ、施設の現在の状態を把握し、施設の適正管理による維持・長寿命化を推進することが必要です。

本市では、令和２（2020）年度から令和５（2023）年度を計画期間とする「島原市教育大綱」を定めました。その中で、次のような４つの目標を掲げています。

１　確かな学力を身に付けた、心豊かでたくましく生きる子どもの育成
２　豊かな心と郷土愛を育む、強い絆で結ばれた地域づくり
３　スポーツを通じた人づくり・地域づくり
４　教育・スポーツ政策推進に向けた基盤整備の推進

これらをふまえて、本市の学校施設の目指すべき姿として「安全性」「快適性」「学習活動への適応性」「環境への適応性」「地域の拠点化」の５つの観点から整理しました。

(1)　安全性

本市は、市域の一部が雲仙普賢岳の警戒区域に設定されており、噴火災害、土砂災害の危険性が高いほか、地震、風水害など大規模災害への備えも必要です。

学校施設は子どもたちが通う施設であるとともに、大規模災害時における避難所等として、地域の住民が活用する施設でもあります。学校を地域に対して開く場合は、同時に不審者等の侵入対策も重要になります。

安全・安心な施設にするため、警察への通報設備等のハード面の最良化と、学校・保護者・地域の協力等によるソフト面での取り組みを検討する必要があり、以下の視点で施設の維持を心がける必要があります。

①　地震、台風、大雨等に強い学校施設（校舎の外壁改修、照明器具等の落下防止措置等）
②　防犯に対応した学校施設（防犯監視や地域・警察など関連機関との連携等）
③　安全で安心して生活できる環境（老朽化対策の推進、通学路の整備、多目的トイレ等）

(2)　快適性

学校施設の本来の目的は「学ぶ」空間の維持です。それには、子どもたちが快適な学習環境の中で「学ぶ」ことができる空間を維持する必要があります。

①　学習能率の向上に資する快適な環境（快適な空気・光・温熱環境）
②　児童・生徒の学校への愛着や思い出につながり、また、地域の人々が誇りや愛着をもつことができる学校（居場所づくり、メモリアルスペース等）
③　バリアフリーに配慮した環境（スロープ、エレベーター、多目的便所等）

⑶　学習活動への適応性

学校における教育方法は学級単位の一斉授業から、習熟度別学習やティームティーチングといった少人数での学習など多様な形態を取り入れる方向に向かっています。

また、高度情報化やグローバル化が急速に進む中、情報活用能力を育成することは時代の要請であり、次期学習指導要領における主要な項目の一つである「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の視点からの授業改善に向けて、ICT を活用した学習活動の充実に取り組みます。本市の学校施設は、こうした教育・学習のニーズに十分に対応した施設であることも重要です。

① 主体性を養う空間の充実
- 子どもたちの自発的な学習や読書活動を促すための環境
- 子どもたちの教科等に対する興味関心を引き、自ら学ぶ主体的な行動を促すための空間
- 子どもたちや保護者等が教員を訪れやすい空間
- 社会性を身に付けるための空間

② 効果的・効率的な施設整備
- 習熟度別指導や少人数指導等の、きめ細かい個に応じた指導を行うための空間

③ 情報環境を整備充実する学校
- ICT 環境の充実（教育用・校務用 PC、学校 LAN 等）

④ 特別支援教育を推進する学校
- バリアフリーへの配慮

⑷　環境への適応性

本市の緑豊かな自然環境は、貴重な財産であり、こうした財産を次の世代へ継承することが必要であることから、環境に配慮した学校施設を目指します。そのため、児童・生徒の環境への理解を深めるとともに、循環型社会の構築に向けて、循環型エネルギー等の導入や環境教育に取り組みます。

① 環境を考慮した学校施設（省エネルギー・省資源、自然共生等）
- 空調機の高効率化
- 照明設備の運用改善、照明の LED 化
- 関心の向上（EMS の導入などエネルギーの見える化等）

⑸　地域の拠点化

学校施設は、児童・生徒の学習環境の場である他に、地域住民の多様な活動の拠点でもあります。地域ぐるみの子育て・教育を進める事業や既存施設を有効に活用しつつ、コミュニティ・スクールの充実を図り、地域とともにある学校づくりを推進します。

① 放課後こども学習室等、放課後の児童の居場所がある施設（余裕教室等の活用等）
② 地域住民が主役となって地域づくりを行える環境（地域イベント、地域連携、地域開放等）
③ 避難所としての機能を有する施設（トイレの洋式化、バリアフリー環境の整備、備蓄品の管理等）

【学校施設の実態】

1. 児童・生徒数及び学級数の変化

本市の小・中学校の児童・生徒数について、平成 22（2010）年度から令和２（2020）年度（令和２〈2020〉年５月１日現在）までの 10 年間の変化を見ると、児童数は約 84%、生徒数は約 78%まで減少しています。しかしながら、学級数については、小学校は約 97%、中学校は約 94%と、児童・生徒数の減少ほど減っていないことがわかります。

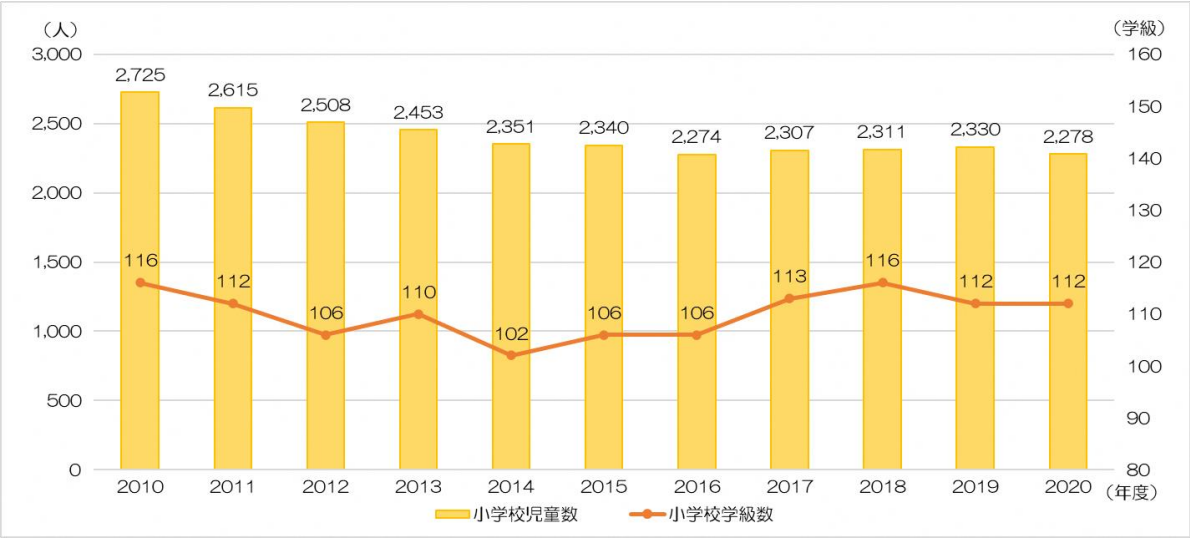

図　本市の小学校児童数・学級数の推移

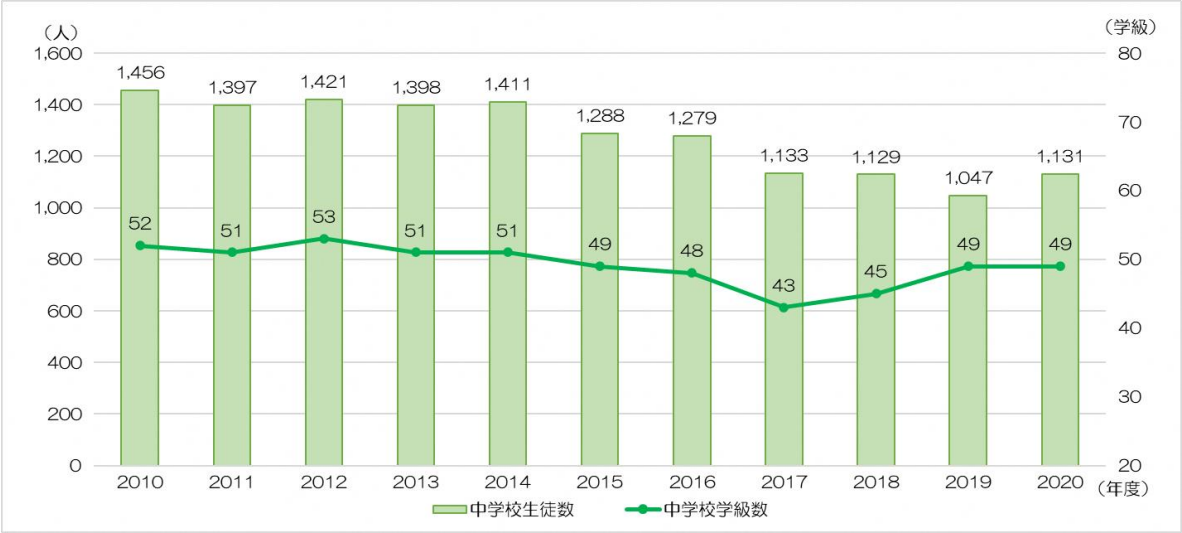

図　本市の中学校生徒数・学級数の推移

2. 学校施設の保有量

本市の計画対象建物は88棟で延床面積約8.2万㎡ありますが、そのうち55棟（延床面積約5.3万㎡）は1981（昭和56）年以前の旧耐震基準で建設された建物であり、棟ベースで63%、延床面積ベースで64%を占めます。

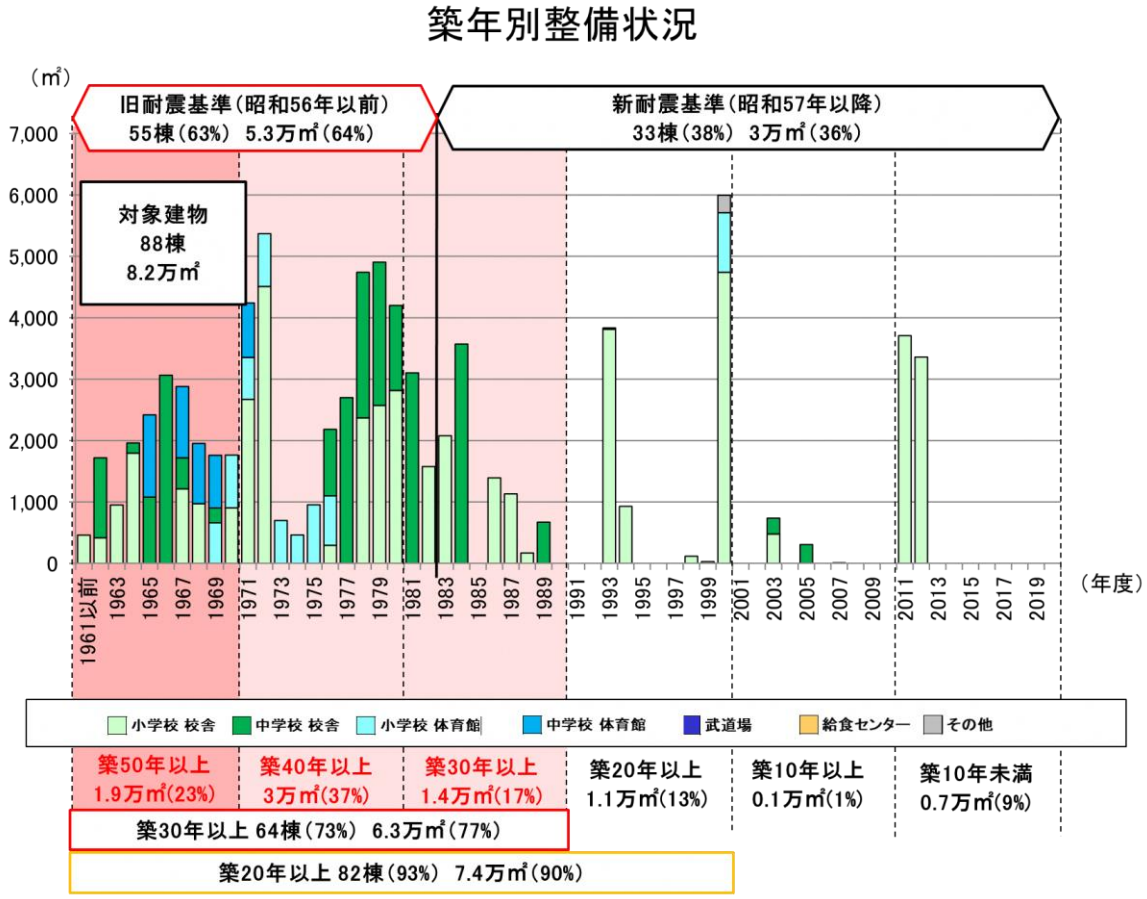

図　長寿命化計画対象建物の築年別整備状況

※文部科学省提供ソフトによる作図

3. 構造躯体の健全性の評価及び構造躯体以外の劣化状況等の評価結果

老朽化状況は、長寿命化計画の対象建物に対し、①躯体の健全性調査と②躯体以外の劣化状況調査の２つに分けて把握・評価します。

躯体の健全性は、耐震診断時の既存データから診断を行い、建物ごとの残存耐用年数や耐震診断結果を把握し、具体的な長寿命化計画につなげます。

躯体以外の劣化状況は、既存資料により把握し、劣化度の算定・評価を実施し、劣化優先順位づけや、保全方針、基準の見直し、中長期保全計画につなげます。

表　構造躯体の健全性の評価及び構造躯体以外の劣化状況等の評価結果

:築50年以上　:築30年以上50年未満

A　概ね良好
B　局所、部分的に劣化がみられ、安全上、機能上、問題なし
C　随所、広範囲に劣化がみられ、安全上、機能上、低下の兆しがみられる
D　劣化の程度が大きく、安全上、機能上に問題があり、早急に対応する必要がある

建物基本情報					構造躯体の健全性			劣化状況評価					
通し番号	施設名	建物名	棟番号	築年数	耐震安全性			屋根屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度（100点満点）
					基準	診断	補強						
1	第一小学校	屋内運動場	8	50	旧	済	済	B	B	C	C	C	53
2	第一小学校	教室棟	12	42	旧	済	済	C	B	C	C	C	50
3	第一小学校	教育相談室	16	38	新			B	B	B	B	B	75
4	第一小学校	特別教室	17	38	新			C	C	B	B	B	62
5	第一小学校	プール上屋	20	27	新			B	B	B	B	B	75
6	第一小学校	教室棟	21	9	新			A	B	A	A	A	93
7	第二小学校	教室棟	12	50	旧	済	済	B	C	C	C	C	43
8	第二小学校	教室棟	12-1	49	旧	済	済	C	C	C	C	C	40
9	第二小学校	教室棟	12-2	49	旧	済	済	B	B	C	C	C	53
10	第二小学校	教室棟	12-3	48	旧	済	済	B	C	C	C	C	43
11	第二小学校	給食室	13	48	旧	済	済	B	C	C	C	C	43
12	第二小学校	給食室	13-1	22	新			B	B	C	C	C	53
13	第二小学校	給食室	13-2	21	新			A	B	B	B	B	77
14	第二小学校	給食室専用トイレ	13-3	13	新			A	B	B	B	B	77
15	第二小学校	教室棟	14	48	旧	済	済	B	B	C	C	C	53
16	第二小学校	屋内運動場	15	48	旧	済	済	B	B	C	C	C	53
17	第二小学校	プール上屋	22	27	新			B	B	B	B	B	75
18	第三小学校	教室棟	2-1	8	新			B	B	A	A	A	91
19	第三小学校	教室棟	4	60	旧	済	済	B	B	C	C	C	53
20	第三小学校	屋内運動場	13	45	旧	済	済	B	B	C	C	C	53
21	第三小学校	教室棟	14	40	旧	済	済	C	C	C	C	C	40
22	第三小学校	給食室	16	32	新			B	C	B	B	B	65
23	第三小学校	給食室	16-1	22	新			B	C	B	B	B	65
24	第三小学校	給食室	16-2	21	新			B	C	B	B	B	65
25	第三小学校	プール上屋	17	27	新			C	C	B	B	B	62
26	第四小学校	教室棟	17	20	新			B	B	B	B	B	75
27	第四小学校	屋内運動場	18	20	新			B	B	B	B	B	75
28	第五小学校	教室棟	1	57	旧	済	済	C	C	C	C	C	40
29	第五小学校	教室棟	4	58	旧	済	済	A	A	B	C	C	75
30	第五小学校	屋内運動場	12	44	旧	済	済	C	B	C	C	C	50
31	第五小学校	教室棟	13	42	旧	済		A	A	C	C	C	62
32	第五小学校	教室棟	15	37	新			A	A	C	C	C	62
33	第五小学校	給食室	16	33	新			B	B	B	B	B	75
34	第五小学校	給食室	16-1	22	新			B	B	B	B	B	75
35	第五小学校	給食室	16-2	21	新			B	B	B	B	B	75
36	第五小学校	プール上屋	21	26	新			B	B	B	B	B	75

建物基本情報					構造躯体の健全性			劣化状況評価					
通し番号	施設名	建物名	棟番号	築年数	耐震安全性			屋根屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度（100点満点）
					基準	診断	補強						
37	三会小学校	教室棟	1-1	56	旧	済	済	A	A	C	C	C	62
38	三会小学校	倉庫・更衣室	1-3	56	旧	済	済	C	C	C	C	C	40
39	三会小学校	※玄関棟	1-4	56	旧	済	済	C	A	C	C	C	57
40	三会小学校	※	1-5	56	旧	済	済	C	A	C	C	C	57
41	三会小学校	配膳室	1-8	56	旧	済		A	A	C	C	C	62
42	三会小学校	屋内運動場	8	47	旧	済	済	A	C	C	C	C	45
43	三会小学校	教室棟	10	41	旧	済		A	A	C	C	C	62
44	三会小学校	プール上屋	13	27	新			A	A	B	B	B	84
45	三会小学校	特別教室	14	17	新			C	B	A	A	A	88
46	三会小学校長貫分校	教室棟	6	44	旧	済		B	B	C	C	C	53
47	三会小学校長貫分校	図書室	7	44	旧	済		B	B	C	C	C	53
48	三会小学校長貫分校	トイレ	8	44	旧	済		B	B	C	C	C	53
49	三会小学校長貫分校	多目的教室	9	20	新			B	B	B	B	B	75
50	大三東小学校	管理・教室棟	4-1	53	旧	済	済	D	C	C	C	C	37
51	大三東小学校	教室棟	4-2	52	旧	済	済	C	C	C	C	C	40
52	大三東小学校	屋内運動場	5	51	旧	済	済	A	A	C	C	C	62
53	大三東小学校	教室棟	8	34	新			A	D	B	B	B	59
54	高野小学校	屋内運動場	9	46	旧	済	済	A	B	C	C	C	55
55	高野小学校	管理・教室棟	12-1	41	旧	済		C	C	C	C	C	40
56	高野小学校	管理・教室棟	12-2	40	旧	済		B	B	C	C	C	53
57	高野小学校	多目的教室	14	26	新			C	B	B	B	B	72
58	湯江小学校	管理・教室棟	11-1	49	旧	済	済	C	B	C	C	C	50
59	湯江小学校	管理・教室棟	11-2	48	旧	済	済	C	C	C	C	C	40
60	湯江小学校	屋内運動場	12	49	旧	済	済	A	B	C	C	C	55
61	湯江小学校	※教室棟	16	33	新			C	B	B	B	B	72
62	第一中学校	教室棟	1-1	55	旧	済		B	C	C	C	C	43
63	第一中学校	教室棟	1-2	54	旧	済	済	B	C	C	C	C	43
64	第一中学校	教室棟	1-3	54	旧	済		C	C	C	C	C	40
65	第一中学校	教室棟	1-4	54	旧	済		C	C	C	C	C	40
66	第一中学校	教室棟	1-5	53	旧	済	済	C	C	C	C	C	40
67	第一中学校	屋内運動場	4	52	旧	済	済	B	B	B	B	B	75
68	第一中学校	特別教室棟	11	31	新			B	D	C	C	C	34
69	第二中学校	屋内運動場	9	53	旧	済	済	B	B	B	C	C	66
70	第二中学校	教室棟	19	44	旧	済		B	D	C	C	C	34
71	第二中学校	教室棟	22	43	旧	済	済	B	A	C	B	C	65
72	第二中学校	教室棟	23	42	旧	済	済	A	A	C	B	B	71
73	第三中学校	特別教室棟	5	51	旧	済	済	C	C	C	C	C	40
74	第三中学校	屋内運動場	9	49	旧	済	済	A	A	C	C	C	62
75	第三中学校	教室棟	10	41	旧	済		B	C	C	C	C	43
76	第三中学校	教室棟	12	40	旧	済		C	C	C	C	C	40
77	第三中学校	特別教室棟	20	15	新			A	A	A	A	A	100
78	三会中学校	教室棟	5	56	旧			C	C	C	C	C	40
79	三会中学校	屋内運動場	7	51	旧	済	済	B	B	C	C	C	53
80	三会中学校	教室棟	16	39	旧			B	C	B	B	B	65
81	三会中学校	教室棟	17	39	旧			B	C	B	B	B	65
82	三会中学校	コンピュータ室出入口	17-1	27	新			B	B	B	B	B	75
83	三会中学校	※	17-2	27	新			B	B	B	B	B	75
84	有明中学校	管理・教室棟	5	58	旧	済	済	C	B	B	B	B	72
85	有明中学校	屋内運動場	9	55	旧	済	済	B	A	B	B	B	82
86	有明中学校	普通教室・特別教室棟	14	36	新			D	C	C	B	C	42
87	有明中学校	部室	26	20	新			B	B	B	B	B	75
88	有明中学校	技術科室	30	17	新			B	B	B	B	B	75

4. 今後の維持・更新コストの把握

本計画における長寿命化計画の対象建物（88 棟）の維持・更新コストについて、文部科学省提供の試算ソフトにより、長寿命化を前提として試算した場合、今後 40 年間で約 331 億円の費用がかかる結果となりました。これは今後 40 年間で平均 8 億 3 千万円／年のコストがかかることとなります。従来型の更新コストに対し、長寿命化型を実施したとしても、今後 40 年間の維持・更新コストは、総額で約 28 億円の増額となり、長寿命化の効果は見込めない状況です。一般的に築 40 年で機能向上を含めた長寿命化の実施を想定していますが、築 30 年以上の施設を多く所有する本市では、今後 10 年間の 2020 年から 2030 年の間での長寿命化対応工事が集中し、それらが計画期間内に改築となるため従来型より費用がかかることとなっています。

長寿命化だけでは、今後の財政に対応できない状況です。

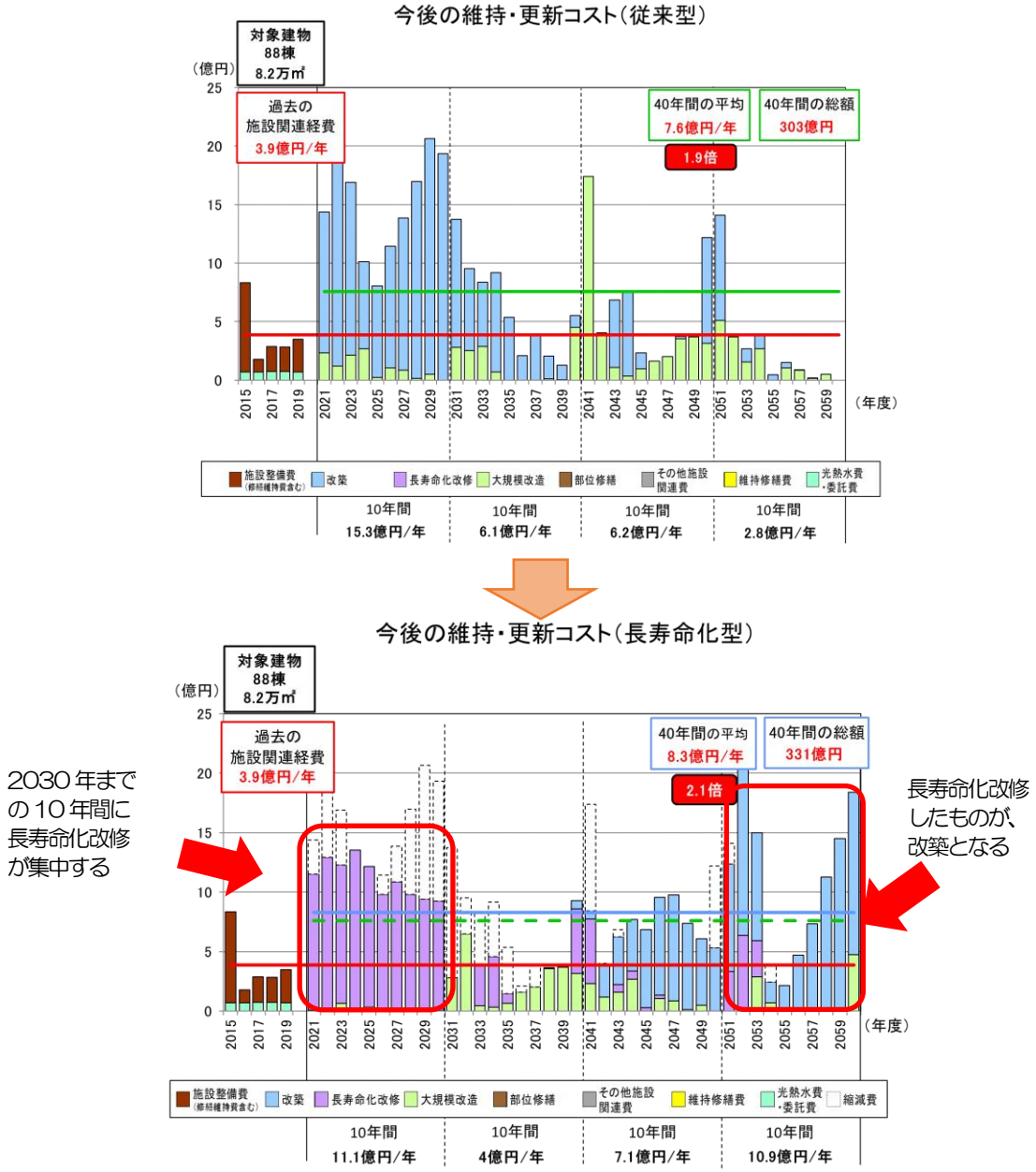

図　今後の維持・更新コストの比較（従来型と長寿命化型）

※文部科学省提供ソフトによる作図

【学校施設整備の基本的な方針】

1. 学校施設の長寿命化計画の基本方針

本市の学校施設を整備していくにあたり、少子化と施設老朽化が大きな課題となっています。また、中長期的な維持管理を行うための計画を立てることが必要となります。

今後は、利用者である児童・生徒のための学校のあり方の検討を第一に考えるとともに、総合管理計画の基本方針及び今回実施した施設調査の結果を踏まえ、以下の通り、学校施設の長寿命化計画の基本方針を示します。

学校施設の長寿命化計画の基本方針
方針１：長寿命化を基本とした改修 長寿命化改修により、使用年数を延長することで、中長期的な維持・管理等に係るトータルコストの縮減や、改築時期の分散による予算の平準化を行います。 **方針２：対処療法的な維持管理（事後保全）から計画的な維持管理（予防保全）への転換** 劣化する前に定期的な点検・診断を行います。また、劣化度調査の結果や自主点検による結果から、対応が必要な箇所を早期に発見し、予防保全に取り組むことでライフサイクルコストの縮減を図ります。

2. 学校施設の規模・配置計画等の方針

今後、改築期を迎えた学校について、将来にわたり適正な規模を維持されるかという観点での検証を行い、児童・生徒数の推移や将来推計、地域の状況等を踏まえて検討します。なお、検討にあたっては、関係する学校の保護者、学校関係者、地域関係者から構成する協議会（教育環境の充実のために、意見集約と合意形成を図る場）を設置します。

学校給食センターについては、今後 10 年間の児童・生徒数を勘案し、現状の学校給食調理施設を維持します。

3. 予防保全の実施方針

本計画では、保有する施設を長期利用することを目的とし、従来の対処療法的な事後保全から予防保全へと段階的に移行していくことを基本としています。

本市では、老朽化や施設の不具合に対して、計画的に修繕、改修等を行ってきております。そのため、予防保全の初期段階で、その未実施部分の保全を一斉に実施せざるを得なくなり、事後保全より費用が必要と予想されることから、全てを予防保全とするより、予防保全と事後保全を併用する方が、経済的かつ効率的な施設管理が行え、施設の長期利用に対する管理に適しています。

本計画では、施設部位のうち、老朽化等により施設の使用が不可能となる可能性がある「屋根防水」「外壁」「空調設備」に対しては予防保全をマネジメントの軸とした施設管理を行います。

施設の老朽化を進行させる要因としてあまり影響が大きくないと考えられる内装の仕上げや、１年程度の周期で定期点検を行っている消火設備や、比較的小額で修繕対応可能なものは、事後保全による施設管理を行います。ただし、トイレのドライ化等の機能向上が必要となる場合は、予防保全に組み込むものとします。また、児童・生徒の安全面や衛生面の不備については、常に早急な対応が必要となるため、日頃の点検・診断により、不具合を確認した場合には迅速に対応します。

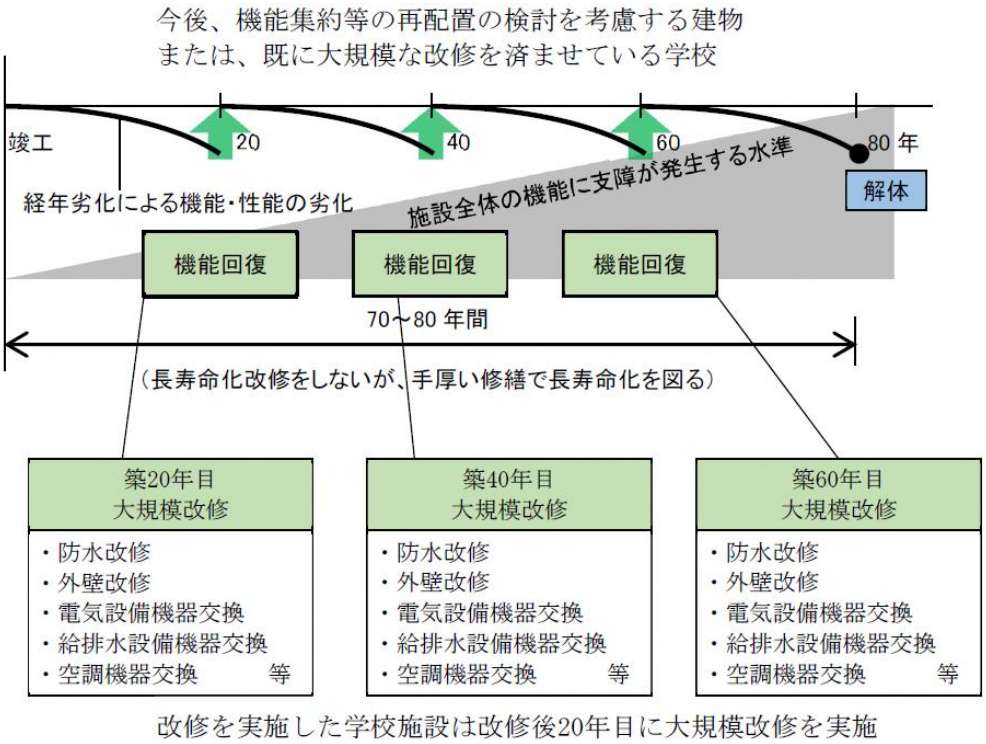

図　予防保全のイメージ

長寿命化の実施計画

1. 改修等の優先順位付けと実施計画

表　築年と劣化状況からみた優先順位の設定

経過年数（高→低）	健全度 Ⅰ（50点未満）（低）	健全度 Ⅱ（50点以上75点未満）	健全度 Ⅲ（75点以上）（高）
A・築40年以上	第五小 :1教室棟 第二小 :12-3教室棟 三会小 :1-3倉庫・更衣室 第二小 :13給食室 三会中 :5教室棟 三会小 :8屋内運動場 第一中 :1-1教室棟 第二中 :19教室棟 第一中 :1-3教室棟 高野小 :12-1管理・教室棟 第一中 :1-4教室棟 第三中 :10教室棟 第一中 :1-2教室棟 第三小 :14教室棟 大三東小 :4-1管理・教室棟 第三中 :12教室棟 第一中 :1-5教室棟 大三東小 :4-2教室棟 第三中 :5特別教室棟 第二小 :12教室棟 第二小 :12-1教室棟 湯江小 :11-2管理・教室棟 優先度1 (22棟)	第三小 :4教室棟 第二小 :14教室棟 有明中 :5管理・教室棟 第二小 :15屋内運動場 三会小 :1-4※玄関棟 高野小 :9屋内運動場 三会小 :1-5※ 第三小 :13屋内運動場 三会小 :1-1教室棟 第五小 :12屋内運動場 三会小 :1-8配膳室 三会小長貫分校 :6教室棟 第二中 :9屋内運動場 三会小長貫分校 :7図書室 三会中 :7屋内運動場 三会小長貫分校 :8トイレ 大三東小 :5屋内運動場 第二中 :22教室棟 第一小 :8屋内運動場 第一小 :12教室棟 湯江小 :11-1管理・教室棟 第五小 :13教室棟 第二小 :12-2教室棟 第二中 :23教室棟 湯江小 :12屋内運動場 三会小 :10教室棟 第三中 :9屋内運動場 高野小 :12-2管理・教室棟 優先度2 (28棟)	第五小 :4教室棟 有明中 :9屋内運動場 第一中 :4屋内運動場 優先度4 (3棟)
B・築30年以上40年未満	有明中 :14普通教室・特別教室棟 第一中 :11特別教室棟 優先度2 (2棟)	三会中 :16教室棟 三会中 :17教室棟 第一小 :17特別教室 第五小 :15教室棟 大三東小 :8教室棟 湯江小 :16※教室棟 第三小 :16給食室 優先度3 (7棟)	第一小 :16教育相談室 第五小 :16給食室 優先度4 (2棟)
C・築20年以上30年未満	第三小 :17プール上屋 高野小 :14多目的教室 第二小 :13-1給食室 第三小 :16-1給食室 第三小 :16-2給食室 優先度2 (5棟)	優先度3 (0棟)	第一小 :20プール上屋 第五小 :16-2給食室 第二小 :22プール上屋 第二小 :13-2給食室 三会中 :17-1コンピュータ室出入口 第四小 :17教室棟 三会中 :17-2※ 第四小 :18屋内運動場 三会小 :13プール上屋 三会小長貫分校 :9多目的教室 第五小 :21プール上屋 有明中 :26部室 第五小 :16-1給食室 優先度4 (13棟)
D・築20年未満	優先度3 (0棟)	優先度4 (0棟)	有明中 :30技術科室 三会小 :14特別教室 第三中 :20特別教室棟 第二小 :13-3給食室専用トイレ 第一小 :21教室棟 第三小 :2-1教室棟 優先度5 (6棟)
建物数	(29棟)	(35棟)	(24棟)
			(88棟)

本計画期間では、健全度が、50 点未満であるが、新耐震設計により建設された校舎である有明中学校の 14 普通教室・特別教室棟の長寿命化改修を検討するものとします。

2. 改築工事について

劣化が激しく、改修に多額の費用がかかるため、長寿命化工事を行わず経済的に望ましいと判断できる場合は改築を検討します。

3. 大規模改修工事の優先順位

実施計画の策定にあたっては、優先順位設定を基本に、過去の大規模改修履歴や耐震改修履歴、統合計画、建物の長寿命化に大きく影響する「屋根屋上」「外壁」の劣化状況評価（特にC・D評価）を確認しながら検討を進めます。

改修においては、施設の状態(劣化・損傷の状況や要因等)の他、当該施設の機能、生徒数、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定の上、それらに基づく優先順位の考え方を明確化する必要があります。改修の優先順位は以下のとおりとします。

前述の５項目についての優先順位は以下のとおりとします。

表　検討項目と優先度

検討項目	優先度 （実施時期）
（1）安全性に不安がある施設 直接人的被害につながるような安全対策工事（D判定）	最優先で実施 （直ちに計画）
（2）建築物の機能維持に改修が必要な施設 漏水等、施設の基本的機能に支障が発生する可能性がある劣化対策工事（C判定）	優先的に実施 （５年以内）
（3）いつ故障してもおかしくない状況にある設備 改修周期を超えて更新等がされていない老朽化した電気設備や熱源施設の更新対策	優先的に計画 （５年以内）
（4）改修周期に該当する施設 部分的な劣化があり、また部位の改修周期に該当し、予防保全として計画期間内に実施する工事（B判定）	計画後半 （５年以降～）
（5）上記いずれにも該当しない。もしくは統合構想に含まれた施設	要観察 見直し時確定

4. 今後 10 年間の整備内容

今後 10 年間の実施計画における整備内容は、初年度は湯江小学校の 11 管理・教室棟の「屋根屋上」及び「外壁」改修工事を実施、他に前半の５年間で「屋根屋上」及び「外壁」の劣化状況評価（C・D評価）について改修工事を実施し、後半の５年間で有明中学校の 14 普通教室・特別教室棟の長寿命化改修工事と、「屋根屋上」及び「外壁」の劣化状況評価（B評価）に対する改修工事を実施することとします。またさらに、具体的に今後 10 年間で実施する計画については、倉庫等を除き、普通教室棟等を中心に、児童・生徒の安全面等に問題が発生するおそれのある箇所や、躯体の老朽化の進行を防ぐ工事を優先に行います。

なお、自然災害や今後の統廃合計画など、状況の変化に応じて、計画は柔軟に見直していく必要があります。

5. 今後 10 年間の予算配分

今後 10 年間の保全工事費用　（単位：千円）

年度	2021	2022	2023	2024	2025
屋根防水	15,000	97,000	100,200	65,800	102,600
外壁改修工事	60,000	170,500	176,200	160,400	125,100
長寿命化改修工事	0	0	0	0	0
事後保全対策費	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
合計金額	135,000	327,500	336,400	286,200	287,700
年度	2026	2027	2028	2029	2030
屋根防水	0	151,400	146,800	145,100	138,400
外壁改修工事	178,500	110,100	148,200	162,600	150,500
長寿命化改修工事	35,000	325,000	325,000	0	0
事後保全対策費	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
合計金額	273,500	646,500	680,000	367,700	348,900

計画期間内保全工事費用合計・年平均	3,689,400（千円）　年平均　368,940（千円／年）

長寿命化による今後 10 年間の費用 111.4 億円（11.1 億円/年）に対して、本計画では 36.9 億円(3.7 億円/年)となり、年間で約 7.4 億円の費用の削減が見込まれます。

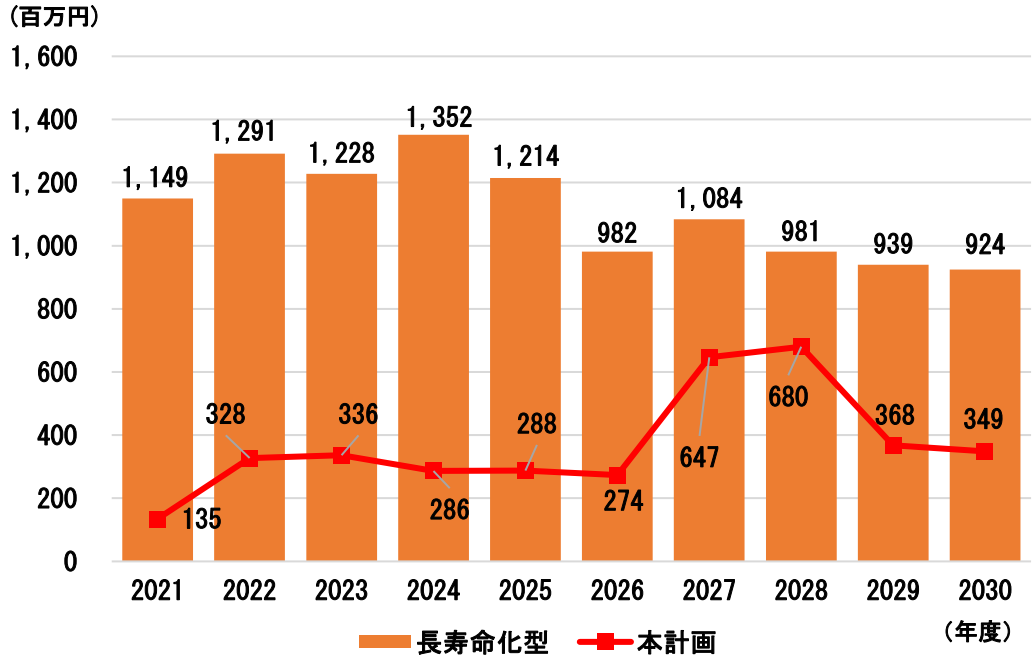

図　長寿命化による対策と本計画との比較

【長寿命化の継続的運用】

1. 情報基盤の整備と活用

ここでは、今後の学校施設の改修等に関する優先順位について設定し、直近 10 年間において改修を図る建物について年次計画（実施計画）を設定します。

策定した実施計画の見直し等を行うため、学校施設の状況や過去の改修履歴等をデータとして蓄積し、確実に更新することが重要となります。

以下の情報を適切に管理し、学校施設の状況を把握することで、改修内容や改修時期について総合的に判断します。各情報データは、施設状況に変更が生じた際や調査、報告が行われた際に適宜更新するほか、毎年度、更新の有無を含め、内容を確認します。

必要な情報管理
○学校施設台帳・・・・・・学校施設の基本情報、大規模改造事業等の履歴 ○学校施設工事履歴・・・・改修・修繕工事の履歴 ○学校資料集データ・・・・学校施設に係る各種詳細情報（財産、仕様、設備等） ○法定点検報告・・・・・・点検時の指摘事項 ○修繕工事要望・・・・・・各学校からの修繕要望 ○本計画における劣化状況調査結果・・・・施設の劣化状況、相対的な老朽度の評価

2. 推進体制等の整備

本計画策定後も、学校施設の老朽化は進行し状況は変化していきます。また、学校施設に求められる機能や水準も変わっていくことが考えられます。さらに、他の公共施設の長寿命化計画との関係や財政の状況、改修の検討に必要な技術的支援、学校の開放利用や複合利用の検討など、担当部署のみで対応することが困難な課題もあり、本市して統一的な考え方を持った上で推進していく必要があります。

これら学校施設の状況を的確に把握するためには、学校や教育委員会各課、点検等実施業者との連携が重要であるほか、課題解決に向け、財政部局などとの連携も欠かせません。本計画に基づく取り組みにあたっては、施設管理を担当する関係各課が集まり議論・調整する機会を設け、情報の共有化を行い、連携をより一層図りながら、推進体制を充実させていきます。

さらに、市民と市が、学校施設に関する情報を共有することが重要であることから、情報共有のあり方を検討します。

3. フォローアップ

(1) フォローアップの推進

安全で快適な教育環境を維持するためには、継続的な学校施設の維持管理や改修が必要となり、財政支出面で大きな負担となります。国庫補助事業等を最大限に活用し、財政支出の縮減を図ります。また、総合管理計画が改訂された場合には、必要に応じて見直しを行います。見直しを実施した場合はホームページ等で公表し、住民への説明が必要な場合は必要に応じて説明を行います。また、今後の財政状況や社会環境の変化があった場合にも同様に、計画の見直しを行うものとします。

⑵　PDCA のマネジメントサイクルに基づいた推進計画の見直し

推進計画の定期的な検証と見直しにあたっては、推進計画の策定（Plan）、アセットマネジメントの取組みの実施（Do）、実施結果の検証（Check）、推進計画の見直し（Action）といった、PDCA のマネジメントサイクルに基づいて実施し、次期計画期間に更新時期を迎える学校施設の統合化等についても併せて検討を行います。
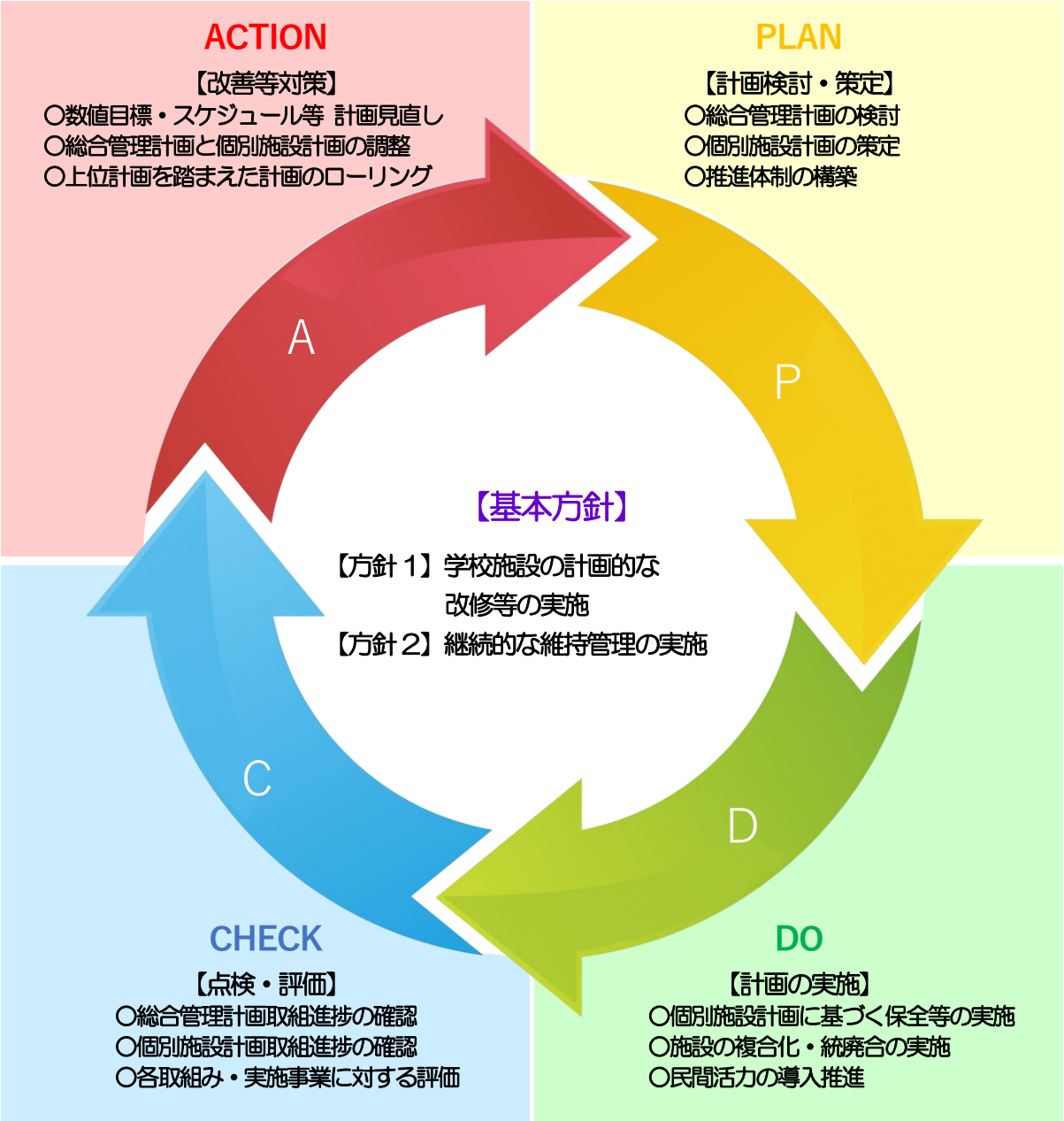
実施結果の検証では、推進計画の進捗状況の評価や施設老朽度の判定等、取り組みにより目標とする成果が現れているかといった視点での検証を行います。